

# 委員持込

平成 29 年 12 月 18 日

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議への情報提供

委 員 望 月 浩 一 郎

平成 29 年 12 月 9 日に開催された「部活動のあり方を考える公開シンポジウム～子ども・教師の生活権保障の観点から～」(共催・後援:一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター/日本教育法学会/日本スポーツ法学会/教職員の働き方改革推進プロジェクト/国士館大学大学院法学研究科)での報告及び討論を踏まえた提言を紹介します。

## 1 樋口修資(明星大学教育学部教授)報告

### (1) 現状の評価

- 1 教員の多忙化と部活動指導の関係についての検討を報告した。
- 2 文科省調査及び連合総研調査によれば、<sup>\*1</sup>教員の労働は、10 年前と比べ、平日・休日ともに、勤務時間が増加し、中学校の土日の勤務時間増加は部活の影響が大きく、過労死基準以上に働く現状にある。<sup>\*2</sup>
- 3 この背景には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の問題がある。

### (2) 解決のための提言

- 1 教員の時間外勤務の業務範囲を明確化する「超勤 4 項目」を見直し、時間外勤務についての三六協定締結権の付与や協定に基づく時間外勤務の上限規制の設定等抜本的に見直す。

---

\*1 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/04/1385174.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1385174.htm)

\*2 [http://www.rengo-soken.or.jp/report\\_db/pub/detail.php?uid=301](http://www.rengo-soken.or.jp/report_db/pub/detail.php?uid=301)

- 2 練習時間や休養日については、国の責任で、全国的な体育スポーツ関係団体の協力を得つつ、実効性あるガイドラインの設定を行う。
- 3 中学校については、生徒の健康保持と教員の負担軽減のため、部活動(教員の所定時間外労働時間ではない)の「総量時間規制」を設ける。
- 4 部活動指導員の計画的な導入及び配置充実に向けて、地域間の格差を生じることなく、国の責任で必要な財源措置を講じること
- 5 「総合型地域スポーツクラブ」等地域のスポーツクラブとの連携や部活動の学校外施設等への移行、あるいは、社会体育の一環として、地域の NPO 等の運営による学校施設を活用した運動部活動の推進等の積極的な検討。

## 2 中澤篤史(早稲田大学スポーツ科学学術院准教授)報告

### (1) 現状の評価

- 1 日本の部活動を、国際比較、歴史的背景、法制度上の位置づけの視点から検討し、現在の部活動は持続可能性が危ういと分析した。
- 2 日本の部活動は、国際比較では、他国に比べて特異なほどに大規模化していること、歴史的には戦後から現在にかけて著しく拡大してきた。
- 3 法制度面では、部活動の実施を直接的に命じる法律は無く、部活動はあくまで自主的な課外活動であるにもかかわらず、顧問教師や生徒に強制されている問題がある。

### (2) 解決のための提言

- 1 複雑な部活動問題を解決するためには、これまでの教育問題の側面と、スポーツ(文化活動)問題の側面に加えて、労働問題として捉え直す必要性があることを指摘した。

## 3 高橋哲(埼玉大学教育学部准教授)報告

### (1) 現状の評価

- 1 教員の労働条件の視点から、①教員の時間外・休日勤務の問題、②給与・勤務条件決定方式としての団体交渉が欠如している問題、③教職員給与基準立法の改正の問題が

指摘された。

## (2) 解決のための提言

- 1 教員の超過勤務の問題を給特法の見直しに収斂させてはならない。
- 2 解決策は以下のとおりである。  
①一般労働法に倣い、時間外・休日勤務手当を支給する、②教員の時間管理を「授業時間数管理」に切り替える、③教員定数の改善、④三六協定締結を可能にする、⑤教員団体に給与・勤務条件等の基準立法をめぐる国との団体交渉を認める、⑥交渉能力を有する独自機関を中央・地方政府に設置する、⑦基準立法の上乗せを前提とする団体交渉を地方レベルにも認める、⑧教員に固有な給与基準立法を制定する、⑨国による財政措置を実施する。

## 4 松沢春菜(新潟大学大学院生)報告：世取山洋介(新潟大学教育学部准教授)

### (1) 現状の評価

- 1 子どもの「自由」な時間の意義と部活動問題という視点からの検討が報告された。
- 2 子どもの権利条約31条では、子どもの休息や余暇、遊びの権利を認めている。これは、子どもの内発的欲求に従った、それ自体が目的となる活動を保障している。
- 3 現在の問題点としては、部活動が子どもにとって、それ自体が目的となっている活動ではなく、ある手段としての活動となってしまいがちであることである。これによる危険性は、思考の鈍化、「欲求」の埋没、独自性の消失、絶望感の蓄積等が挙げられる。

### (2) 解決のための提言

- 1 子どもが自身の「欲求」を確認し、部活動がその「欲求」に基づいたそれ自体が目的となる活動となるようにするために、一定時間の非拘束時間が必要である。
- 2 運動部活動の選択肢の狭まりについては、子どもの目的に適した部活が選べ、かつその選択が尊重される環境とする。

## 5 横山幸祐(国士館大学大学院生)報告:入澤充(国士館大学法学部教授)

### (1) 現状の評価

- 1 2つの高校での生活時間の調査を行った結果とその分析が報告された。
- 2 スポーツクラス 116 名から回答を得た A 校では 47%が友達と遊びたい、43%が 1 人の時間がほしい、若しくは休みたいという欲求を持っていた。休みが増える必要はないとした生徒は 1%だった。運動部員 513 名から回答を得た B 校では、週 5 日の活動では休みが「十分」と答える生徒が多いが、6 日になると「十分」と「不十分」の差が縮まり、7 日では「不十分」が「十分」を上回る。このことから、6 日以上部活動を行うと休みたいと思う生徒が増えるといえる。週 6 日以上活動を行うと、余暇を楽しみたいという主張が出てくる。
- 3 多くの子どもたちが、余暇権を主張している。

### (2) 解決のための提言

- 1 子どもたちの余暇権を保障し、オーバートレーニングやスポーツ障害の予防のために、「子どもの立場からの総量時間規制」と部活動の運営の仕方の改善が必要である。
- 2 具体的には、①部活動の日数と時間を規制する、②部活動の内容において、生徒自身が練習メニューを作成する等指導者の過剰な介入を抑え、自主的、自発的な活動にする。

## 6 討論を踏まえた提言(概要)

- 1 日本の部活動には優れた面があり、この長所を活かすことが重要であるが、現状の部活動は、子どもの権利の視点からも教員の労働条件の視点からも、問題が指摘され、このままでは持続可能性が危い。
- 2 子ども権利の視点から
  - ① 子どもの部活動以外の生活を守るという視点から部活動時間日数について、「子どもの立場からの総量時間規制」が必要である。

- ② 部活動の内容において、スポーツの種類についての選択肢を広げるための施策（いくつかの学校が共同しての部活動）が必要であり、運営面では、生徒自身が練習メニューを作成する等指導者の過剰な介入を抑え、自主的、自発的な活動にする。

### 3 教員の権利の視点から

- ① 部活動に限定されない教員の権利保障のための施策を実施する。
- ② 教員の業務以外の時間保障の視点から部活動時間日数についての総量時間規制」が必要である。
- ③ 教員の部活動指導を自主的な活動とするために、従来の部活動を、<教員の業務としての部活動>と<教員の業務としての部活動を越えた、子どものスポーツ要求に答える教員の自主的な活動を含む地域スポーツ活動>に分離し、再構築する。

## 7 本シンポジウムの討議を踏まえて各報告者に部活動の総労働時間規制を改めて尋ねたところ以下のような提案があった。

- 1 樋口修資(明星大学教授):部活動の休養日設定のみでは、行き過ぎた部活動の是正は困難である。教員の勤務負担軽減と生徒の健康保持のためには、部活動の総量時間規制が必要と考える。部活動は、平日 1 日当たり 2 時間半以内、土日は 1 日当たり 5 時間以内とし、週当たり合計 15 時間(平日 4 日間計 10 時間と土日 1 日 5 時間の合計)を上限とし、かつ月当たり 60 時間以内とする総量時間規制を設定すべきと考える。これにより部活動指導に伴う教員の時間外勤務時間は、概ね月平均 44 時間(36 協定の基準上限以下)に削減できる。
- 2 中澤篤史(早稲田大学准教授):システムとしての部活動の持続可能性を保障するため、部活動を支える教師を支えなくてはならない。そのために総労働時間規制を進めるべきである。具体的には、現在静岡市が進めているような、活動日数の制限(平日は火・水・金のみ、土日は 1 日のみ)や活動時間の制限(一月で 45 時間以内)といった基準を設けるべきである。

- 3 高橋哲(埼玉大学准教授):校長より校務分掌として部活動業務が割り当てられている時点で、自主的な活動として勤務外とせずに、率直に運動部活動の指導を教員の時間外・休日勤務と認めるべきである。まずは、地方公務員を含めた労働者の労働条件に関する最低基準立法たる労働基準法に基づいて、これらの時間外・休日勤務に対する手当を支給するとともに、常態化している時間外勤務等を教職員定数改善により解消し、教員一人当たりの労働時間規制を行う必要があると考える。
- 4 松沢春菜(新潟大学大学院生):子どもの自由裁量の時間を確保するために部活の総労働時間規制は必要であるが、それと同時に、部活動が子どもにとってそれ自体が目的である活動となるようにする必要がある。そのために、部活動での練習メニューや試合又は大会参加について子ども主体の運営がなされるべきである。
- 5 横山幸祐(国士館大学大学院生):調査結果から 6 日以上部活動を行うと休みたいという欲求が増えることから、週 2 日の休養日を設けるべきである。活動時間については、スポーツ庁の調査(2016 年)における曜日別の平均活動時間から 1 週間の平均活動時間を計算し、935.3 分(約 16 時間)となつたため、これを週当たりの上限とする。

以上